

## 第3回

# 快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会

日時：平成19年3月22日（木）

場所：鉄二健保会館5階会議室

社団法人 畜産技術協会

J L T A

午後 1 時 0 1 分 開会

## 1. 開 会

藤田常務理事 予定しております時間になりましたので、ただいまから、第 3 回目の「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」を開催いたします。

## 2. 挨拶

藤田常務理事 早速ではございますけれども、事務局を代表いたしまして、社団法人畜産技術協会の山下会長から御挨拶を申し上げます。

山下会長 山下でございます。今日は年度末の御多用の中を第 3 回目の勉強会においていただきまして、本当にありがとうございます。この事業は実は年度事業で、一応、本日 3 回目を行いまして、勉強会の取りまとめをしていただくということで、既にお手元にも取りまとめの事務局案をお配りしておりますけれども、さらに今日御意見もいただきながら、最終的にはこれを整理し取りまとめということにしたいと思っております。

簡単でございますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

藤田常務理事 続きまして、本日、農林水産省生産局畜産部の畜産振興課の酒井生産技術室長より御挨拶をいただきたいと思っております。

酒井室長 畜産振興課の酒井でございます。委員各位におかれましては、本当に年度末の御多忙の中、お集まりをいただきましてありがとうございます。また、御多忙の委員のスケジュールの合間を縫って設定したものですから、1 時からということで昼食もままならない状況で開催しますことをおわび申し上げたいと思っております。

また、後ほど事務局からお話があるかと思いますが、当初、全員の先生方の御都合に合わせて設定したつもりでございましたけれども、残念ながらその後スケジュールが入ったということで、おそろいになれない委員の方もいらっしゃる。そういう状況で開催することについても御了承いただきたいと思っております。

私の方から、開催に当たりまして 2 点申し上げたいと思っております。

まず 1 点目は、予算の確保状況でございます。ただいま会長から、この事業については一般予算で年度事業だというお話がございました。畜産部の仕事としまして、3 月上旬に

畜産物価格を決定したわけですけれども、そのときに価格関連予算ということで、既にP  
R版を示しておりますけれども、その中に事業名が「新たな家畜飼養管理国際基準等対応  
事業」という長い名前ですが、そういった予算を確保させていただいております。今回、  
勉強会ということで8月から時間をかけて整理していただいた、この結果を踏まえて、新  
たに確保できました予算の中でさらに議論を深めていきたいと考えております。

また、個別各論ということも当然必要かと思いますので、状況に応じて畜種ごとに手順  
を踏んで議論を深め、場合によってはルール化のような形にしていくということができ  
るような予算というふうに仕組んでございますので、引き続きお知恵を拝借できればと思  
います。

もう1点は、本日取りまとめ案ということで各委員にも見ていただきながら、ここまで  
整理してまいりましたけれども、時間的に不十分だったこと。また今日は全員の委員がお  
集まりになれないこと等を踏まえまして、今日のところは各委員から御意見をいただいた  
上で、最終稿、決定稿とはせずに、案のままで置かせていただいて、さらに座長の御指示  
のもと、私どもで各委員の意見を聞きながら整理いたしまして、また関係省庁との連携を  
図りながら整理いたしまして、決定稿としたいと考えております。

本来であれば、今回取りまとめができれば望ましかったのですが、先ほど申しましたよ  
うな状況でございますので、その点についても皆さんの中で御審議いただいて決めていた  
だければと思っております。提案でございます。

以上、開催に当たりましてお話を申し上げました。限られた時間でございますけれども、  
忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げまして、開催の挨拶にさせていただきます。  
どうぞよろしく願いいたします。

#### 出欠確認

藤田常務理事 ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御出欠を確認させて  
いただきます。本日は、竹延委員、都丸委員、松木委員が所用のため欠席の御連絡をいた  
だいております。亀田委員につきましては、後ほどお見えになると思います。その他の委  
員の皆様には御出席をいただいております。

それから、農水省の方からもおいでいただいておりますが、ほかの関係省庁の方も御出席  
いただくことになってございます。

## 配付資料確認

藤田常務理事 それでは、資料を確認させていただきたいと思います。本日配付しております資料は、まず議事次第、委員名簿、座席表がございます。これはそれぞれ独立した1枚の紙でございます。

あと、資料一覧表とともに関係資料が4つほどございます。資料1については「実態調査の結果について」ということで消費者のアンケート、男女別集計の結果がございます。

資料2は「実態調査の結果について」ということで、これは生産者のアンケートの結果の取りまとめの資料です。

資料3は「これまでの勉強会における委員発言要旨のまとめ」ということで、これまでに1～2回の勉強会の要旨のまとめが書いてございます。

資料4は「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会取りまとめ(案)」ということでございます。

資料につきましては、以上お手元に届いていると思いますけれども、不足してございましたり、または落丁等がございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

引き続きまして、信國座長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 議 事

信國座長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

これは前日も確認させていただいたことでございますけれども、この勉強会の持ち方につきまして、基本的な事項ですので、事務局から改めて説明をお願いいたします。

木村部長 事務局の方から説明させていただきます。この「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」でございますけれども、基本的には会議は公開、会議議事録についても、発言者名をつけて畜産技術協会のホームページ上で公開いたします。検討会の運営につきましては、以上でございます。

信國座長 ありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めたいと思います。

## (1) 実態調査の結果についての概要

### ・消費者アンケート(男女別)

信國座長 まず、前回までの中で追加の整理をほしいということで要望の出ておりました実態調査結果、まず消費者のアンケート結果について説明をお願いいたします。

木村部長 資料1につきまして説明させていただきます。

12月20日の第2回勉強会のときに、消費者アンケートについては全体について既に説明しております。そのとき、増田委員から、男性と女性を分けてもう一度集計をしてほしいというお話がございましたので、男性と女性に分けて集計したものを今日お示しております。

まず、全体としては男女で回答に大きな差はなかったということが我々の感じでございます。

まず問3の「動物愛護について関心をお持ちですか?」ということですがけれども、男性が81%、女性が82%で、男女ともほぼ同じ程度に関心を持っている。非常に関心が高いということでございます。

問4の「動物愛護と聞いて思い浮かべる動物は何ですか?」ということですがけれども、男女とも家畜を思い浮かべる人は6%と非常に少ないということであります。男性の方は、家庭動物を思い浮かべる方は約60%、実験動物が約10%ですがけれども、女性の方は家庭動物の方を約50%思い浮かべて、実験動物も約20%思い浮かべることが示されております。

次のページの問5ですが、「あなたが日常お肉や卵を買う時に何を重視していますか?」という質問ですが、男性に比べて女性の方が生産地を重視するという傾向が見られております。

問6ですが、ヨーロッパの事例ということで、ヨーロッパのスーパーの卵売り場では、衛生管理・空調設備の整った環境で、ケージで飼われている鶏が産んだ卵(A) - 1パック200円と、自由に動き回れるよう、土の上で放し飼いにされている鶏が産んだ卵(B) - 1パック350円としまして、「さて日常の買い物の場合、あなたはどちらの卵を買いますか?」という御質問をしております。男性に比べて女性の方が350円の卵を選ぶ人は少ない。200円の方を選ぶ方が多いという結果が出ておりました。

問7ですが、「家畜を飼う産業で、あなたは何を大切にしたらよいと考えますか？」ということですが、女性はバランスが大切であるという回答が多く、また男性もバランスが大切という回答は多いのですけれども、価格を重視すべきという回答が少し女性よりも多い傾向があります。

全体的に申しまして、男女で回答に大きな差はなかったと考えております。

信國座長 ただいまの消費者アンケートの結果について御質問ございますか。

山下会長 これは前回御説明したものを男女別に見たと。若干特色が出ているという感じですね。

信國座長 それでは先に進めさせていただきます。

#### ・生産者アンケート（最終版）

信國座長 同じく実態調査の結果についてでございますが、今度は生産者アンケートの結果について説明をお願いします。

木村部長 資料2でございますけれども、前回、第2回の勉強会では、すべてのアンケートの回答はまだそろっておりませんでしたけれども、暫定的に途中経過ということで暫定版として生産者アンケートの結果を説明させていただきました。今回、最終的にすべての生産者のアンケートが集まりましたので、最終版として提出させていただくということでございます。

集計結果としては暫定版と大きな違いはありませんでした。今回、御説明は、前回と違うところだけ簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目。調査戸数が違いまして、養鶏経営（採卵鶏）が190戸、前は154戸でしたので36戸プラスになっております。養豚経営が38戸プラス。酪農経営が50戸プラスということで、全体が最終版の戸数になっております。

内容は大体同じ傾向でございますけれども、3ページの「3、飼養密度について」というところがございます。1ケージ当たり2羽と3羽のところの床面積が前回よりも少しふえております。2羽のところは1羽当たり506.1cm<sup>2</sup>、3羽のところは1羽当たり565cm<sup>2</sup>と、前回よりも少し増えておりますけれども、傾向には変化はございませんでした。また8羽以上の飼養個数が非常に少ないというのもそのままでございます。

変わったところは、4ページ目の「6、畜舎環境に関する質問」を見ていただきたいの

ですが、前はその他というのが入って、見にくかったところがありました。まず1番目の「鶏舎の除糞は行っていますか」というところですが、前回、その他が半数で66%を占めていたのですけれども、これはオールイン、オールアウトで、出荷時に除糞するという管理方法がその他に入っていました。管理方法の違いによって頻度が異なるということがございますので、それを実施することにいたしますと、除糞は92%が実施している。換気、消毒も同じようにその他ということでもございましたので、わかりやすく、その他のところをまとめますと、換気は行っています99%、鶏舎の消毒は行っています92%となります。餌槽・給水器の清掃・点検は行っていますかとの質問も、毎日行う、汚れたら行うとを合わせ実施するとしましたら93%が実施していることとなります。前回勉強会でもほぼ実施しておりますという説明をしておりますけれども、それに沿ったアンケート結果のまとめ方になっております。

あと、5ページも同じ、6ページも同じです。

7ページの豚の飼養管理に関するアンケートで、前回出ておりませんでしたけれども、「5、豚舎の床の材質について」というところを今回入れております。母豚舎、肥育豚舎はコンクリート製が主体です。分娩豚舎はプラスチック製の材質を使用しております。

また、「8、健康管理に関する質問」で、日々の観察を行っていますかということで、1日1~2回と、1日3回以上を別々にしておりましたけれども、合わせますと98%になります。これは次の8ページの「6、豚舎環境に関する質問」も、先ほどの鶏と一緒に、豚舎の糞出しは行っていますかというのを1日3回以上、1週間に1回、1カ月に1回、3カ月に1回とか、頻度は異なりますけれども、実施しているとしています。同じように、下の方に行きまして、餌槽・水槽の清掃を実施していますかとか、昼間の豚舎内は豚が見える明るさですかというところを、毎日清掃するとか、汚れたら行う。暗いけれども、豚が見える程度の明るさがありますというようなものをまとめまして、97%、99%、ほぼ実施しているとなります。これは前回の説明のときにほぼ実施しておりますという説明をしておりますので、変わっておりません。

乳用牛の飼養管理は大体同じですけれども、10ページ目を見ていただきますと、健康管理に関する質問とか畜舎環境に関する質問のところを、今と同様な形でまとめております。日々の観察を行っていますかが、1日1~2回とか3回以上あわせ実施するというところで、100%実施していることとなります。

畜舎の糞出しを行っていますかということで、1日1回以上とか2日に1回を合わせ集

計すると94%になっている。換気は、強制、自然、両方合わせてやっていますということで、ほぼ100%やっている。餌槽・水槽の清掃を実施していますかということで、毎日行うとか、汚れたら行うことを合わせると92%になる。わかりやすく、見やすくしたということで、全体的に前回の説明と大きく違うところはないということでございます。

信國座長 ありがとうございます。ただいまのアンケート結果の報告につきまして御質問はございませんか。

佐藤委員 前回聞き漏らしたのかもしれませんが、9ページの「4、乳用牛の飼養管理に関するアンケート」で「放牧地の有無について」ですけれども、これは放牧地だけですか。運動場も含まれているのですか。

木村部長 含まれております。

佐藤委員 放牧地というと草が生えているようなイメージなので、運動場というのも入れた方がいいんじゃないでしょうかね。

山下会長 運動場なども入っているわけ。

木村部長 入っております。それは検討させていただきます。

信國座長 ほかにいかがでございましょうか。

それではまた議論の中でもアンケートの結果との整合性等、御質問があれば、その場を出していただくということで次に進みたいと思います。

## (2) 快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会の取りまとめ(案)について

信國座長 それでは、本日の一番大きな仕事でございます取りまとめ(案)につきまして、これは農水省から説明をお願いいたします。

原補佐 資料3と資料4に基づいて御説明いたします。

資料3については、これまでの勉強会において委員の皆様からいただきました意見を、今回の取りまとめ案の項目に沿った形でまとめさせていただいております。取りまとめ案の説明について参考に見ていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

それで、資料4について説明させていただきますが、時間もございますので、この取りまとめ案を読み上げるような形で説明させていただきたいと思います。

まず「考え方の整理に当たって」ということで、まず「はじめに」ということです。これにつきましては、本勉強会を始めるに当たっての背景をまとめております。日本の畜

産の重要性、国際化への対応といったようなこと。それとあと、特にOIEのガイドラインの対応の必要性、どのような対応が必要かといったようなこと。あと、現在、日本でどのような対応をしているかといったようなこと。あとアニマルウェルフェアへの対応の難しさということをまとめております。

それでは、読み上げさせていただきます。

#### 考え方の整理に当たって

##### 1 はじめに

我が国の畜産は、安全で良質な国産畜産物の安定的提供という重要な役割を担うとともに、幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持する等、極めて重要な役割を果たしてきた。この役割は、今後一層重要なものとなっていくと考えられる。一方、近年、経済の国際化の進展を背景として我が国の畜産を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の我が国畜産の安定的発展を図るためには、国際的環境の変化に適切に対応することが重要である。

欧州連合(EU)においては、1960年代から近代的な畜産の問題点が提起され、英国で提唱された「5つの自由」を軸にアニマルウェルフェア(Animal Welfare)の概念が急速に普及し、一部は法令化されEU指令(規則)となっている。また、2005年からは、国際獣疫事務局(OIE)においても、輸送やと畜に関するガイドラインが制定される等この概念が導入されているが、OIEが定めるガイドライン等には、我が国も適切に対応する必要があることから、OIEでの検討段階における適切な発言、我が国における概念の穏やかな普及、ガイドライン化された際の対応の方向等について、あらかじめ研究を進めておく必要がある。

一方、我が国においては、家畜の適切な飼養及び保管は、家庭動物、展示動物、実験動物と同様に、現在環境省所管の「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に即して行われているが、国際的なアニマルウェルフェアに関する動向も踏まえながら、我が国の現状を把握し、問題点の分析を行うとともに、関係者が連携して適切に対応していく必要がある。

家畜におけるアニマルウェルフェアの概念は、個人の価値観、情感等とも絡むことから単純に整理し対応することが難しい。後に述べるように、EU内部、OIE内部でも様々な意見があり完全に整理された状況にはない。対応を誤れば、我が国畜産の

生産性、競争力等に悪影響が及ぶ恐れがあることから、情報収集、分析、研究、普及啓発等については、早めの対応が必要である。

このため、学識経験者、生産者、ジャーナリスト等から構成される「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を立ち上げ、可能な限りの情報収集、分析等を行った。ここにその内容を報告する。

参考として5つの自由を挙げております。

あと、（参考2）として、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物のそれぞれの説明を行っております。

## 2 本勉強会におけるアニマルウェルフェアの定義

我が国では「Animal Welfare」を「家畜福祉」と訳している場合があるが、一般的に使われている「福祉」は、社会保障を指す言葉としても使用され、本来の「幸福」や「良く生きること」という意味が誤解されるおそれがある。当勉強会では、学会等でカタカナ表記している場合に準じて、「アニマルウェルフェア」と表記し、その意味を「快適性に配慮した飼養管理」と定義して議論を行った。

## 3 勉強会を進めるに当たって

家畜におけるアニマルウェルフェアの考え方を整理するに当たって、動物愛護の観点のみならず、食料自給率の確保、国際化に対応し得る畜産業の育成、管理者の安全性・作業性、地域ごとの飼養管理の相違、消費者の見方等多面的な観点から、科学的知見を重視し整理していくことを基本とした。

以上が、最初の考え方の整理に当たってということです。

### 家畜のウェルフェアをめぐる情勢分析

家畜のウェルフェアは、EUがOIEにおけるガイドラインの策定への働きかけを行うとともに、EU指令にあった畜産物を確保するために開発途上国へ支援するなどの取組みを進めている。一方、米国も独自に取組みを進めており、近年においては世界的に家畜のウェルフェアへ取り組む意識が高まってきている。

## 1 国際獣疫事務局（OIE）

### （1）現状

OIEは、畜産に重大な損害を与える深刻な疾病の蔓延を防ぐための国際協力体制を確立すべく、1924年にフランス・パリに設立された。2006年3月時点で、167カ国が加盟している。

アニマルウェルフェアは、動物の健康や衛生管理と密接な関係にあるため、その検討の場はOIEこそ最適であるという加盟国からの強い要望があった。それを受けて、2002年の総会でアニマルウェルフェアに関する検討を行うことが決議され、OIEがアニマルウェルフェアに関する国際基準の策定を担当することとなった。

また、2004年に出された陸生動物衛生規約（Terrestrial Animal Health Code）には、“アニマルウェルフェアのための指導原則として、国際的に認識されている「5つの自由」が、アニマルウェルフェアに関する有益なガイダンスを提供する”と明記されており、アニマルウェルフェアに関する基本原則としてこれらを位置づけている。

2006年までに家畜の輸送（陸上輸送、海上輸送、航空輸送）、と畜や殺処分に関するガイドラインが策定され、現在、畜舎及び飼養管理に関するガイドラインの策定に向けた作業が進んでいる。これらのガイドラインは、貿易面について位置づけられているが、2005年の総会においてもWTO SPS協定とアニマルウェルフェアの間に直接的な関係はないことがOIE事務局より説明されている。

### （2）情勢分析

OIEのガイドラインは、現状ではWTO SPS協定上の国際的な基準とは見なされていないものの、将来的に拘束力を持たせる動きも出てくることが予想されることから、我が国の検討体制を強化し、多面的な議論が行われている現段階から議論に積極的に参画し、我が国の立場を反映させていく必要がある。

## 2 欧州連合（EU）

### （1）現状

#### 1）歴史的背景等について

欧州は、古来より耕種農業と畜産が密接に結びついた文化を有しており、我が国とは比較できない程家畜との接触が多かったという。

さらに、キリスト教の精神により、家畜は人間のために存在し、人間が管理すべき責任を持つ「人間の従属物」という考え方がある。そのため、人間の従属物である家畜へ適切な配慮を持って管理することを根底とする西欧の動物観の下に「アニマルウェルフェア」が形成されてきた。

## 2) 取組みの背景について

1964年、「アニマルマシーン」(ルース・ハリソン著)が出版されたことを機に、近代畜産における家畜飼育法の虐待性及び薬剤投与による畜産物汚染への批判が高まり、重大な社会問題へと発展した。英国ではこれに対応するため、「集約畜産下での家畜のウェルフェアに関する専門委員会」を設置し、家畜飼育方法の基準化の必要性をまとめた答申(通称ブランベルレポート)が作成され、さらに英国アニマルウェルフェア協議会(FAWC)によってアニマルウェルフェアの基本原則となる「5つの自由」が提唱された。

## 3) 取組みの状況について

EUでは、地域内流通を行う家畜についてアニマルウェルフェアの視点から見て、適切に取り扱われるべきとする立場から、構成国政府に対しEU指令として守るべき最低限の基準を示し、各国の対応を促しており、各国はこれを受けて法整備を含めた基準の運用を行っているが、国毎の対応には相当の幅があるものと見られる。また、EU指令は、「家畜の行動の自由」に重きを置いた内容であり、構成国の生産者の一部は、EU指令を遵守するため既存の生産方式を新しいものへと変更している。

### 主なEU指令

- ) 家畜の輸送中の管理に関するEU指令(2007年最終改訂)
- ) と畜段階に関するEU指令(1993年最終改訂)
- ) 農場段階の家畜などの飼養管理に関するEU指令
- ・家畜全般を対象とするEU指令(1998年最終改訂)
- ・家畜別EU指令(子牛1997年、採卵鶏1999年、豚2001年：各最終改訂)

### アニマルウェルフェア5カ年行動計画

2006年から2010年までのアニマルウェルフェアに関する5カ年行動計画を公表し、アニマルウェルフェアに関する取組みについてより具体的に示した。

- ) EU指令の最低基準の引き上げ
- ) アニマルウェルフェア分野の研究及び実験動物の取り扱いにおける「3つのR」の促進。
- ) アニマルウェルフェアに関する表示の規格化の導入。
- ) 家畜飼養者や一般国民へのアニマルウェルフェアに関する情報の共有及び提供の促進。
- ) EUのアニマルウェルフェア分野における国際的な主導的立場の保持

(参考3)

**【実験動物の取り扱いにおける3つのR】**

- refinement (苦痛の軽減)
- replacement (代替法の活用)
- reduction (使用数の削減)

**貿易に関する取組み**

EUでは、家畜へのウェルフェアの導入によって、生産や流通段階で規制によるコストが増加し、輸入品に比べ域内の農畜産物の価格が上昇し、国際競争力が低下することへの懸念が高まっている。そのため、2000年に非貿易的関心事項としてアニマルウェルフェアを“緑の政策”へと盛り込むハービンソン案を提案したが、新たな貿易障壁になるとして取り上げられず失敗に終わった。しかし、WTO農業委員会への「アニマルウェルフェアと貿易」提案を実現するため、アニマルウェルフェア5カ年行動計画を策定し、共通するアニマルウェルフェア基準の作成やそれに沿った貿易ルールの確立、ウェルフェア畜産物のラベリング、アニマルウェルフェアに対する補助金制度等の取組みを展開している。

- ) WQ (Welfare Quality・品質保証) 開発プロジェクト

EU加盟国13カ国、40の研究所・大学から150人が参加し、採卵鶏、ブロイラー、肉牛、搾乳牛、肥育豚、水牛の基準作成に向け、マーケットの要請に応じた総合評価法に関する開発への研究に取り組んでいる。

### ）新共通農業政策（CAP）へのアニマルウェルフェアの導入

EUでは、1990年代初頭から農業生産重視政策から自然環境保全を中心にした農村開発・農業環境政策に改革され、環境的な要求基準を実行する程度に応じて補助金を受け取るクロス・コンプライアンス（共通遵守事項）が共通農業政策（CAP）の改革をめぐる重要な側面として位置づけられている。2007年1月よりクロス・コンプライアンスである「環境保全」、「食の安全確保」の他に、「アニマルウェルフェア」に関する項目が新たに追加された。生産者が直接支払いを受給するためには、「アニマルウェルフェア」に関する3つの法令を含めた19の法令を遵守することが求められることとなった。

## （2）情勢分析

EUは、いち早く家畜におけるアニマルウェルフェアに取組み、現在の国際的な基本原則である「5つの自由」を提唱するなど先進的な立場にある。その取組みは、動物愛護団体等の意見が色濃く反映された法の規制により進展し、採卵鶏のケージ飼育の禁止や妊娠豚の群飼の推奨等のEU指令を発出しており、畜産業にとって既存の家畜管理の変更を余儀なくされる厳しい基準を畜種毎に定めている。

しかしながら、EUでは、ウェルフェアの導入によるコストアップにより畜産物の国際競争力が低下することへの懸念が高まっている。また、加盟国毎に指令への対応が異なり、各国の法令作成の遅れ、新たな投資、手間等が強いられることから産業界からの強い反発の声が上がっている。このような中、EUは、OIEのガイドライン策定への働きかけやWTOへの提案、発展途上国等の畜産関係者への教育や補助金の交付等により支持拡大を図る等、アニマルウェルフェアへの取組みを国際的に広め、畜産物の国際競争力低下を防ごうとしている。

このようなEU域内での検討状況や実施状況については、我が国としても注視し、情報収集・分析を行い、我が国におけるアニマルウェルフェアのあり方を検討する際の参考とすべきである。

## 3 米国

### （1）現状

米国では、連邦レベルにおいて、昔から輸送に関する「28時間法」（190

6年)及び「人道的なと畜に関する法律」(1958年)を制定しているが、新たにアニマルウェルフェアに関する法案を制定する動きは見られていない。一方、州レベルにおいて、近年フロリダ州やアリゾナ州では、妊娠豚及び食用子牛について人道的に取り扱うように繋留に対し罰則を伴う州刑法を改正する等の州独自の取組みが見られる。

米国におけるウェルフェアへの取組みは、関連業界による自主的な取組みという形で進展している。具体例としては、採卵鶏や養豚の生産者諸団体が中心となって、科学的根拠を尊重しつつ自主的なガイドラインを制定し、それを流通、消費サイドに示しながら進めている例がある。また、食品関係企業が動物愛護団体から直接的な圧力を受けたことを契機に生産から畜産物の加工に至るまでウェルフェアに配慮したガイドラインを示し、それを遵守している畜産物を扱うことで企業イメージを向上させる「企業戦略」の一環としての取組みが行われているものなどがある。また、最近では全米最大の養豚業者が妊娠豚のストール飼育を今後10年間で段階的に撤廃することを公表し、実施している。

## (2) 情勢分析

米国では、アニマルウェルフェアへの取組み方や方向性が欧州と大きく異なっており、法制度よりも関連業界による自主的な取組みが進展している。米国の畜産の現状や諸情勢等を踏まえ、科学的知見を重視する形で自主的なガイドラインを制定し、自ら律することにより、流通、消費サイドの理解を得ることで家畜のウェルフェアが定着しつつある。このような米国の対応の仕方は、我が国としても大いに参考になるものであり、我が国においても畜産の現状を踏まえた上で科学的知見を重視しつつ、業界の自主的、主体的取組みとしてアニマルウェルフェアの検討と段階的な定着を図る方向で検討してはどうか。

しかし、企業戦略としての取組みの中には、本来の家畜のウェルフェアではなく、自己の企業を有利に導くための差別化にすぎない場合があることには注意が必要である。

## 4 日本

### (1) 現状

#### 1) 歴史的背景等について

我が国は、欧米諸国に比べて動物愛護の精神が劣っているわけではなく、古来仏教の影響を受け、生類を哀れむ思想の下、動物への愛護の考え方も育まれてきた。我が国の農業は、古来からの積み重ねの中で日本独自の農業形態が発展し、豊かな食文化や良好な景観等を形成するとともに、日本人の精神や文化にも大きな影響を与えてきた。豊かな自然環境を持つ一方で国土が狭く、土地の制約を受ける等我が国独自の気候・風土に適した家畜生産が求められ、家畜は、使役目的の役畜で運搬・耕耘用が主であった。明治時代以降欧米文化の流入により我が国畜産は変化し、特に戦後の著しい生産性向上を目指した大規模化、集約畜産へと生産構造が急激に変化した。

## 2) 取組みの状況について

家畜の適正な飼養及び保管は、環境省所管の「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等で規定され、行われているが、文化的背景の相違等から、欧米で取り組まれている「アニマルウェルフェア」に関する議論は深まることはなかった。

## (2) 情勢分析

アニマルウェルフェアの国際的な規律化が進めば、我が国の畜産の存立が危うくなる恐れがあることに加え、欧米や一部の開発途上国におけるウェルフェア畜産物の生産が拡大した場合、国際畜産物が不当に低く評価される恐れがあることから、我が国においても欧米において「5つの自由」を前提に議論されていることを認識したうえで、「日本独自」のアニマルウェルフェアへの取組みを行うことにより、消費者に対してもアニマルウェルフェアに対する適切な理解、認識の醸成を進めていく必要がある。

我が国の畜産業の信頼を確保し、消費者に安心感を与えるための論点

家畜におけるアニマルウェルフェアへの取組みが、以上の情勢を踏まえ国際的に通用し、国民にも信頼されるものとなるためには、国際的に共通する考え方に基づく取組みに加えて、我が国特有の事情にも配慮する必要がある。考慮する必要がある論点について以下のとおりまとめた。

### 1 基本的考え方

( 1 ) 家畜におけるアニマルウェルフェアが果たす役割

畜産は、本来「植物タンパク質を動物タンパク質に変換させる産業」であり、「おいしい畜産物を安定的かつ安価に供給する科学技術」である。また、家畜の命を扱っていることから、生命倫理や食育など命に関する教育に果たす役割は大きく、家畜におけるアニマルウェルフェアの推進に当たっては、この点を考慮して取り組む必要がある。

( 2 ) 畜産振興政策との整合性の確保

家畜におけるアニマルウェルフェアの推進は、食料・農業・農村基本計画や家畜改良増殖目標等の畜産振興政策と整合性を取りつつ行うことが必要である。

( 3 ) 計画的な取組み

現在、OIEで畜舎及び飼養管理に関するガイドラインの策定作業が進められているが、我が国の主張を反映させるため、国際的な動向を見つつ、家畜におけるアニマルウェルフェアに関し計画的に取り組む必要がある。

( 4 ) 歴史的背景等を考慮した対応

家畜におけるアニマルウェルフェアを考える上で、我が国に特有の歴史、文化、風土、価値観などを考慮しながら、家畜の快適性が最大限追求されるように努める必要がある。

( 5 ) 家畜と家庭動物

家畜の適切な飼養がなされることは当然であるが、家畜は、産業動物であることから、経済性を考慮しなければならない。すなわち、我々の食に供され、時には、疾病等により健全な発育が出来ないため、安楽死を選択せざるを得ない場合もある。このように、家畜は、家庭動物等、終生飼養される動物とは区別して考えなければならない。

( 6 ) 家畜におけるアニマルウェルフェアと有機畜産

家畜におけるアニマルウェルフェアと有機畜産は、目的が異なっており、両者を区別する必要がある。飼養管理に関する項目に同一のものもあるが、有機畜産は、特別なものとして他と区別しようとするのに対し、家畜におけるアニマルウェルフェアは、生産過程全般において、ことさら区別することもなく、一般的な管理の下、悪いものを改善し、飼養管理技術の向上を目指すものである。

( 7 ) コストについての考え方

アニマルウェルフェアへの取組みは、必ずしもコストが上がるという前提で議論すべきではなく、コスト上昇を伴わずに快適性の確保や苦痛の軽減に繋げる方法を考えることも必要である。また、コストの上昇を伴うものは、普及に支障が生ずることを考慮すべきである。

## 2 具体的な取組み

### (1) 家畜の飼養管理

家畜のウェルフェア向上の観点と生産性向上の観点は、良好な飼養管理を追求するという点で、本来軌を一にしており、ほとんどの農家の飼養管理に問題が生じる性質のものではない。従って、家畜のウェルフェアの向上は、残された飼養管理上の課題を是正していくことからスタートすることが重要である。

### (2) 研究の推進

我が国におけるアニマルウェルフェアに関する研究は、欧米に比べ遅れている。科学的知見に基づいた家畜のウェルフェアの取組みを進めるためには、動物行動学及び獣医畜産学の両面からの研究体制を構築し、研究を推進していく必要がある。

### (3) 適切な情報提供による普及啓発

我が国では、これまで家畜のウェルフェアが大きな問題として議論されることが少なかったため、アニマルウェルフェアに関する意識が少なく、このような中で、消費者、生産者双方が参加して議論を深めることが必要である。

また、生産者の意識も成熟していないため、内なる普及啓発が必要であり、生産者自身がアニマルウェルフェアを十分理解した上で取り組む必要がある。

### (4) 差別化への取組み

家畜のウェルフェアへの取組みは、残された飼養管理上の課題の是正による底上げを図ることから行うものであるが、一方、ウェルフェア畜産物を選択できる体制を作るべきとの意見もある。このような差別化は、我が国にアニマルウェルフェアが定着しない時点においては、混乱が生じないように十分議論した上で取り組む必要がある。

### 今後の取組み方向

家畜におけるアニマルウェルフェアは、生産者が家畜を管理する際に求められてい

る規範という側面があることから、生産者自らがアニマルウェルフェアの観点に立って科学的知見を基に管理ルール等を定め自主的に取組み、その対応を消費者に積極的に示し理解を得ていくことが基本となる。

今回の取りまとめは、このような家畜のウェルフェアに対応していくための基礎となる情報を可能な限り整理したものである。

今後の取組みとしては、国際的な動向を十分注視し、新しい知見を取り入れて論点の整理を継続しつつ、生産者の自主的な取組みを支援すること等を通じて、我が国にアニマルウェルフェアを穏やかに定着させていくことが重要である。

以下、謝辞と参考文献、あと資料としまして勉強会委員名簿、勉強会の開催日程をつけております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

### (3) 取りまとめ(案)についての意見交換

信國座長 どうもありがとうございました。

この取りまとめ案は、あらかじめ各委員に原案を示してそれぞれの意見をお伺いした上で修正を加えたものということですね。

原補佐 はい。

信國座長 大元の原案と変わっている部分、変わっていない部分がそれぞれあると思います。それも必要であれば、そこら辺につきましての質問等を含めて個別的に議論してまいりたいと思います。

取りまとめ案なので各部分を平等に議論するのかもしれないと思いますが、全体の枠組みからいって、まず、これは全体がいわば「はじめに」といいますか、この勉強会なりアニマルウェルフェアの取組みの端緒の部分でございますのでこれを一まとめ。それから、家畜のウェルフェアをめぐる情勢分析、これは欧米の取組みがどうなっているのか、それと比べた我が国の取組みの状況がどうなっているのか、これもどちらかという事実認識が主でございますのでを一まとめ。今後どうするかという核心部分でございますので、これは適宜区切りながら、できれば1項目ごとに御意見をお伺いするというような形で、取りまとめの際の最終的な皆さん方の意見をどこまで、どういう形

で盛り込むかということのもとにしたいと思います。

ということで、まず、考え方の整理に当たって、1、2、3とございますが、この部分につきまして御質問なり御意見をお願いしたいと思います。

原補佐 この部分と の情勢については事実確認みたいなところがありまして、前回資料をお送りした際にも余り御意見をいただけなかった部分ですが、こちらとしてもできるだけ事実確認をしながら進めてきたつもりではあるのですが、どこか事実誤認とか不適切な表記、書き方でないといったようなところがありましたら教えていただきたいと思いません。

高橋委員 本格的な議論に入る前に確認ですが、勉強会の報告書ということで、今回やったアンケートについては、その報告書の中での取り扱いはどうなっているのでしょうか。そこを教えてくださいませんか。

原補佐 アンケートの結果ということでございますね。

高橋委員 はい。

原補佐 この参考資料としてつけるべきかなと思っております。今回はそういうふうに表示していないのですが、これは1つの参考資料としてつけるということです。

信國座長 よろしいですか。

高橋委員 はい。

増田委員 言葉なんでそんなに重大なことではないんですが、 の1 はじめにのところですね、真ん中辺に、「我が国における概念の穏やかな普及」とあるのがピンとこないというか、余りにも感覚的かなと。次に「ガイドライン」と来ているのでその前段階だと思うんですが。違う表現にしたいなという気はします。

原補佐 もっと適切な言葉で書いた方がいいということでございますか。

増田委員 余りにも感覚的過ぎて。

信國座長 私もマークしたのですが、あえて「穏やかな」という言葉を入れる必要はないのかもしれませんがね。普及の仕方がどうであるかというようなことは余り意味がないので。要するに、アンケート調査なんかを見ても、まだ皆さんの意識の中に余りないので…  
…。

増田委員 だから、その辺に配慮して、この「穏やかな」という……。

信國座長 ということなんだろうと思いますけどね。

増田委員 実は、次の「ガイドライン」からが注目に値するんじゃないかなと思います。

信國座長 事務局として入れた趣旨が特にあれば残しても構わないと思いますけれども、どうなのでしょう。

酒井室長 趣旨は座長で整理していただいたとおりでございます。まだ、ほとんど認識が進んでいないということ踏まえて段階を踏んでやるべきだといった趣旨でございます。

信國座長 これで重要なのは、むしろ におけるアニマルウェルフェアの定義なり、言葉としての使い方 - 要するに片仮名で表記し、快適性に配慮した飼養管理ということの意味するのだという整理は、当初からそういうことでやりたいという意思表示は事務局からはあったのですが。

これは、今までの議論では特段議論がなかったと思っていますので、特に問題がない限りこれで使わせていただいたらと思います。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。 家畜のウェルフェアをめぐる情勢分析ということで、これはかなり長い長いのですが、これについてはいかがでしょうか。

萬家委員 意見というよりは、質問というかわからないのですが、多分難しいところだと思うのですが、3ページの(2)情勢分析のところ、EUが多分リーダーシップをとると思うのですが、OIEが今後WTOとかで拘束力を持たせるような話が進んでいく可能性、予想がどれくらいあるのか。まさにここに書いておられるとおりだと思うので異論はないのですが、最後の8ページの今後の取組みで関係してくるのかなというのが若干気になったところです。

後で議論されると思いますが、生産者を中心にした自主的な話が重要であるというニュアンスのことで今回のレポートは終わるような感じがある一方で、国際的には急速にこの話が進むのであれば、スピードの微妙なずれがあったらどたばたとなる可能性があるのかなというのが気になったところです。難しいと思いますが、予想をお願いします。

原補佐 EUがかなり戦略的に取り組んでいるということがありますが、やはりこの文章の中にもありましたように、EUの中でもまだ統一されておりませんし、OIEの中でもいろいろ議論があるということを考えております。

そういうことからすると、あくまで私の考えではありますが、急速に国際的な基準としてルールが確立されるとは思っておりません。

信國座長 藤田常務、OIEについては内部にもいろいろと……。(笑)

藤田常務理事 事務局でありながらOIEのことについて説明するのは……。

W T O S P Sとの関係はここに書いてあるとおりで、2005年の総会の際にも、途上国サイドからの質問に対して、動物の衛生とアニマルウェルフェアというのは切っても切れないということで加盟国から強い要請を受けてO I Eが扱うことになったけれども、今のところW T Oに絡めてこれをどうしようというのは、今すぐにはどうも出てこないと理解しております。

それから参考までに、既に御存じのとおりでございますが、2005年に4つのガイドラインを設けて、海上で輸送する際、航空機で輸送する際、それから食用に供するための屠畜場での屠殺、それから病気を防ぐために動物を殺処分するというようなとき、どういうあり方にするかというのは既にガイドラインとして出てきている。2005年に出しましたが、さらに年を追うごとに多少小さなところ、大きいところも出てくるかもしれませんが、それが完全に固まったものではなくて、科学の進展あるいは世の中の動向に沿いながら改善していくということで修正を加えるという手順はこれからも出てくると思います。

それから、今申し上げました4つの基準というか、ガイドラインのほかに、動きとしましては、動物の飼養管理に関するアニマルウェルフェアというのは今後さらに続いてくると思います。それから、さらに続いてくるものとしては、実験動物と都市部での動物のコントロール、狂犬病は特にそうですが、その際のアニマルウェルフェアとしてどう取り扱うかというのが続いてくる予定です。

それから、今年は5月に総会がございますが、多分そのときまた提案されてくると思いますが、O I Eは、養殖の魚類それからエビとか鮑とか甲殻類がございますが、そういう水生動物のアニマルウェルフェアについても考えないといけないということで、それをどう取り扱うかというのは論議されると思います。

以上、御参考までに。

信國座長 萬家委員、よろしゅうございますか。

萬家委員 はい。

信國座長 ほかにどうでしょうか。佐藤先生、こころのまとめ方についていかがでしょうか。

佐藤委員 去年の12月にE Uに行って話を聞いたときには、W T Oの中でアニマルウェルフェアに関するC h a t会議をつくることができたということで、E Uとしては評価していました。やっところまでこぎつけて、そういう議論の場ができてヨーロッパ以外の連中も入ってきた。これは、貿易絡みの話で乗ってきているのだと思いますが、そういう

土俵ができたということですのでいい評価をしていましたね。最初の2000年にやったときは全く無視されたわけですがけれども、そういうところまでできたという評価をしていました。

あと、今藤田さんが言われたように、2005年にできたのですよね、このガイドラインは。この文章を見たら、数字が正しいのかなと。私もうる覚えですが、2ページの下、OIEのTerrestrial Animal Health Codeに乗ったのが2005年7月だったかと思いません。これは1年違っているのではないかなと。

あと、3ページの上も、2006年じゃなくて2005年じゃないかなという感じがします。御確認をお願いします。

信國座長 これは、事実こうなのだろうと思いますが、要するにここに引用されているいろいろな、米国での28時間法が1906年であったり、人道的なと畜に関する法律が1958年ということで、現実的にはそれ以降ほとんど議論されていない状況、少なくとも法律の世界としてはできていないということなので、恐らくそこらがEUとの大変際立った特徴だろうと思うので、別の見方をすると、佐藤委員からもお話がありましたが、ウェルフェアに取り組むことになったことを大きな前進であるという、1つの価値観を強固に持ちながらやっているというところが、ある意味、逆にそういう警戒感を感じるころもあります、動きは動きとして事実だろうと思いますので。

こういう取りまとめ方、一方は法律、一方は現実的な取り組みと際立った2つのものを紹介したということで。

佐藤委員 農業法の中には入っていないのですかね、アメリカの場合ですね。アメリカのことは余りわからないのですが、農業の法律を結構変えていますよね。その中にアニマルウェルフェアの話は全く入っていないのですかね。

原補佐 一応、ホームページとかで調べてはみたのですが、確認まではなかなかできていなくて、アメリカについては業界団体の取り組みがかなり積極的に進められているということで、法律的には特に動きはないように見えるのですが、実際は現場段階ではかなり意識が高まっていて、恐らく豚とか鶏についてだと思いますが、取り組みはかなり実際は動いているのかなとは思っております。

私たちとしまして、近いうちにアメリカの実態について調査を進めていきたいと思っているところです。

酒井室長 補足でございますが、現時点で私どもの関係の組織で農畜産業振興機構という組織がございますが、そちらではアメリカに駐在員がおりましていろいろと調べてもら

っておりますが、先ほど先生の御指摘の農業法の中にがっちりと明記されているという報告は今のところ来ておりませんので、先ほどの調査を含めてより詳細に確認したいと思いますが、現状ではないということによろしいかと思えます。

山下会長 アメリカの場合はあれじゃないですか。基本的には州法じゃないですか、法律をつくるとしても。連邦法で全部ひっかけるようなものはできないと思えますよね。憲法上の理由だとかいろいろなことですね。

信國座長 ほかにございませんか。

高橋委員 佐藤先生に教えていただきたいのですが、3ページの2 欧州連合（EU）の（1）現状のところの1）歴史的背景等についてですが、初めてウェルフェアに関心を持ってこの報告書を読む方にとって、ヨーロッパの歴史的背景がこのまとめ方で誤りはなにか、ということです。言いたいのは、西欧の13世紀から18世紀ぐらいまでの動物虐待の歴史というものが気になっていて、どこに書いていいかわからないのですが、そういう認識といたしますか、そういう情報がなくていいかなと、個人的に思ったのですが。

これはこれでよくまとまっていると思うのですが、その辺について佐藤先生はいかがな感じでしょうか。

佐藤委員 私もちょっと気になったのは、キリスト教徒が、このアニマルウェルフェアに結びついているというところはイメージがわかりません。多分つい最近じゃないかと思えます。特にローマ教会は、アニマルウェルフェアというものを認めたのは、アニマルウェルフェア運動が始まったところは反対の立場だったと思えます。

信國座長 この部分の引用というのは何か原典があるのですか。

原補佐 これは、佐藤先生とかあとはいろいろと出されている研究、調査報告といったものから引用して記述したものです。

信國座長 増田委員、いかがでございましょうか。

増田委員 私も、事務局にお届けした私の意見の中に書いたと思うのですが、だから日本はどうかというと、瑞穂の国の日本には田んぼがあれば牛がいると。肉食の歴史となると西欧にはあれかもしれないけど、家畜と人間が共存して水田、田畑を守ってきたという日本の国独自の耕種農業と畜産とのまさに耕畜連携みたいな考え方が、これでは全くどうしてくれるんだよという思いが私は強いんですよ。

だからといって、さっき先生がおっしゃったみたいに、キリスト教の中での家畜の位置づけというのは知りませんから、何かもうちょっとこのところはきちんと情報化してい

ただかないと、日本人である私は納得できないという気がいたします。

信國座長 それは、EUのところの歴史的背景等についてと、逆に日本の歴史的背景等についての両方の書き分けということになりますか。

増田委員 ですから、EUの歴史的背景の書き方の中で、ここまで家畜と仲よくしながらやってきた日本の農業の姿というものが西欧の農業に劣っているという感じがしちゃうんですよね、こういうふうにかかれちゃうと。それが、やっぱり片手落ちじゃないかなと。

日本だって立派に家畜を育ててきた農業だったはずだしということなんで、このところの書き方の中で日本の農業を否定するようなニュアンスが見えてくるのはいかがなものか、そう思っただけです。

信國座長 日本のみならず、別に動物愛護の精神が劣っているわけではなくてあえて書いてあるんですがね、日本のところは。むしろ、そういうことから言うと、ヨーロッパは肉食であるという面をもうちょっと強調した方がはっきりするということになりますかね。

増田委員 そうですね。だから、「我が国とは比較できない程」と……。

信國座長 要するに、それぞれの……。

増田委員 ちょっと抵抗感があるんですよね。両方とも同じじゃないかとぐらいに思いますから。

信國座長 そこは別に日本が劣っているというつもりでは書いていないと思うのですが、そこをもうちょっとはっきりさせた方がいいかと思うのですが。

増田委員 やっぱり、「比較できない程」と書かれますと、あちらの方が家畜とともに仲よくやってきた歴史があるので我が国は比較できないと言われてしまっているようだから、そういう意味で評価がねということですよ。

信國座長 農業自体のやり方が、要するに畑作であるヨーロッパと水田を中心とする日本では基本的に違うという農業の結びつきと、今言われたような、ここにも書いてありますが、耕運等に使うということから言うと、ヨーロッパは最終的には肉食という形で利用するという、最初からの考え方の違い、そういったところを少し強調して書くということによろしゅうございますか。

増田委員 はい。

信國座長 佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 私は、「アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理」という本の中で比較を詳細に書いているのですが、その中で言いたかったのは、生業によって動物

への配慮の仕方が変わってくるということですね。ヨーロッパは牧畜という生業で、我々は農耕、そのほかに狩猟・採集というのもあるだろうという話で、その3つを並立させながら、そこでどの文明においても動物に対する配慮というのはあるということを書きました。西洋では、まず殺すというのが前提ですので、生かし方に配慮しようとしたわけで、我々は農耕ということで殺さないことが前提ですので、終生飼養みたいな発想の配慮の仕方となっている。狩猟・採集民は、持続的に捕獲、再生産が保障されるような形で配慮するという3つの配慮の仕方ができてきたんだろう、そんな形で書きました。

だから、キリスト教とかは余り書かなくても説明できるのではないかと思うんですが。

酒井室長 今のお話については、参考文献の一番上の「アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理」のことでしょうか。

佐藤委員 そうです。

酒井室長 この本を読み込んでこの部分を書き直してみたいと思います。それをまたお示しすることでより良いものにしていきたいと思います。ありがとうございます。

信國座長 ここは、細部にわたってああだ、こうだということよりも、要するに今後いろいろな場面で基準だとか何とかを考えると、恐らくこういう歴史的な背景に基づく価値観が顔をのぞかせるのだろう、そこらを我々としてもそういう違いというものをよく認識しながら進めていく必要があるという意味であえて歴史的背景等についてというのを入れたのだと思いますので、そういう議論につながるような書き方にしていきたいと思います。

酒井室長 わかりました。

信國座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、いわば今後につなげるという意味で、本題といいましょうか、勉強会の成果の部分になると思いますが、につつましてお願いしたいと思いますが、まず前文のところはよろしゅうございましょうか。先ほど申し上げましたように、これはむしろ細かく1つ1つ確認するという意味で議論を進めたいと思います。

それでは、先に進めさせていただきます。1 基本的考え方、まず(1)家畜におけるアニマルウェルフェアが果たす役割、これはいかがでございましょうか。特に今までの勉強会の中で、食育といった教育との関連というのは意見としてかなり出てきたところだと思いますが、こういう整理の仕方でいいかどうかということですが。

亀田委員、いかがでございましょうか。

亀田委員 ここで命について特別に掲げて、「食育」という文言も入れてもらうのは大変結構なことだと思っています。本来、私ども生産者も、この命を預かり、健康に飼うことで経営をしているわけですので、ヨーロッパの考え方以上に我が国特有の畜産の考え方を生産者は大いに持って経営しているというところも踏まえて、本当に命にかかわることの意識は日本の生産者は大変強いと思っていますので、ぜひこれをアニマルウェルフェアとともに、皆さんのエネルギーとなる命を提供する産業であるということをやはりここでうたうことは結構だと思います。

信國座長 ありがとうございます。

それではよろしゅうございましょうか。

(2)畜産振興政策との整合性の確保、「整合性」というのは、反する部分があるのかな、どう言ったらいいんでしょうかね。

酒井室長 行政的な言葉で申しわけないのですが、逆に言えば、今後改良目標を定める際に当たっても、アニマルウェルフェアの方向性がはっきりすれば当然それも反映しなければいけないといった意味で、総合的に整合を図るといった趣旨でございますので、必ずしも今決まっているものにアニマルウェルフェアが合わせなければいけないといった趣旨ではないということでございます。

山下会長 あるいは反対になっているのかもしれないね。こっちの方の目標だとか何とかに当たってはアニマルウェルフェアのこととね。

酒井室長 アニマルウェルフェアもまだはっきりと決まっていないものですからあいまいな表現になっておりますが、趣旨はそういうことですので調整したいと思います。

信國座長 よろしゅうございましょうか。今日は、生産者の代表の方である竹延委員と都丸委員がおられないので、もしあればそこは個別にお伺いして盛り込むことになろうかと思えます。

(3)計画的な取組みということで、いかがでございましょうか。ここで、「我が国の主張を反映させるため」と、かなり積極的な文言がありますけれども、必ずしもこういう意見を言うんだということじゃなくて、むしろここは、先ほど歴史的背景等の議論になったように、要するに必ずしも我が国のあれと違うところが一本に流されないようにという意味がむしろ強いのでしょうか。

酒井室長 そのとおりです。国際会議においても十分発言できるように勉強を進めておく必要があるといった趣旨でございます。

佐藤委員 O I E から出てくる基準を日本の畜産に適用しようとしたとき問題になるのは、大きくは鶏ではケージの問題です。あとは、繁殖豚のストール飼育です。牛についても、先ほど確認しましたように、運動場を半分以下しか持っていないということですので、その部分で O I E の基準に抵触します。日本のシステムでもアニマルウェルフェアが達成できるということを、O I E に一番理解してもらわなければいけない。そこには科学的なデータが当然必要です。単なる文化だけの話ではないのじゃないかなと思います。

酒井室長 ありがとうございます。おっしゃる意味はよくわかりますし、私どもが一番危惧しているのはその部分でございますので、適切な対応となるように科学的データを集めること、国際的な動きをはっきり把握することに努めたいと思います。

信國座長 特になければ先にいきます。(4) 歴史的背景等を考慮した対応ということで、これは先ほど増田委員から御指摘があったことなんですが。

森委員、お願いします。

森委員 先に(1)に戻らせていただきたいのですが、畜産物の消費の拡大が健康の増進に非常にポジティブに影響を与えてきたということはもう周知のことですので、何度読み返しても、「おいしい畜産物」というのが気になっていまして、おいしいというのは、言ってみれば趣味の世界というか、嗜好の世界みたいで、ここはむしろ、例えば栄養的な価値が高いとか食品としての価値が高いとかそういう、なぜ我々は植物たんぱくだけじゃなくて動物たんぱくをとりたいのか - とることは嗜好の世界だけじゃなくて明らかに健康に、過剰にならない限りですが、影響を与えていることは間違いないので、そういう形においしいということの表現を変えていただいた方がいいかなということと、「安定的」はいいと思うんですが、「安価に供給する」ということはそんなにプライオリティーが高いことではなくて、むしろ「安全に」の方が全面に出た方がいいのではないかと思います。

つまり、価格の問題は消費者の選択の問題になりますので、畜産の使命としては、安定的かつ安全にということの方がプライオリティーが高いのではないかとあって、ここの表現に御考慮していただきたいというのが1つと、あと同じような気になるのですが、(4)の「家畜の快適性が最大限追求されるように努める必要がある」、確かにそのとおりなのですが、こういう理想だけではなかなかついてこないというところがあって、大事なことはウェルフェアが考慮されれば生産性が向上するし、病気にもならない、結果として生産性の向上につながっていくということがやっぱり科学的に考える基本だと思いますので、例えば「家畜の快適性が最大限考慮された形で生産性の向上が追求される」といったことを

一言入れていただいた方がより具体的なイメージがわくんじゃないかという感想であります。

信國座長 どうもありがとうございました。「おいしい」というのは、ここに入れるのは適切じゃないなというのはおっしゃるとおりだと思います。栄養的価値、その他に。

ただ、「安価に」というのは、例えばアンケート調査でも価格との関連というのは相当意識されているというので、コストとの関係を考えるという意味で、「安価」というのは入れておいてもいいのかなという気もいたしますが。

森委員 畜産の分野での課題はというのが主語だったらそれで結構なのですが、これは今畜産の定義づけの文章になっていますので、そういう意味です。

信國座長 わかりました。

それから、確かに「最大限」云々という、それだけになってしまう。やっぱりこの種の議論のときに1つの基準だけでものを考えると收拾がつかなくなる部分があるので、この「最大限」というのは、今、森委員がおっしゃったような表現にした方がいいのかなと思います。

酒井室長 かぎ括弧がして書いてありますものは委員の御発言をそのままできるだけ使おうという趣旨で書いてございますので、今のお話のとおり修正させていただけるなら、そのとおりにしたいと思います。

(4)のところはおっしゃるとおりでございます。これも、発言の趣旨を最大限に生かすためにこういうふうに書き込んだということなので、表現ぶりの修正については御指摘のとおりあるのではないかと思いますので代替案を示したいと思います。

信國座長 増田委員、お願いします。

増田委員 森先生に同感の意を表するような感じになるんですが、基本的考え方の(1)は感覚的な表現と科学的な表現が同居してしまっているものですから、おいしいというのは、やっぱりおいしい牛乳どまりにしておいた方がいいんじゃないかと思うぐらいあいまいなニュアンスが強くなってきますね。

それから、(4)歴史的背景等を考慮した対応なのですが、そこもおっしゃっていたようなことだと思うのですが、先ほどの佐藤先生の解説でわかるように、日本は使役としての家畜の命だったというところができたら素人にでもわかるように、こういうふうに「歴史、文化、風土、価値観」と言われても、何でなんだという感じがしてしまう。それから、文化を言うんでしたらば、やっぱり食文化じゃないかという気がしますね。

そういうことで、できたら私レベルのジャーナリストが読んだときに、なるほどねとわかるようにしておかないとずっと読み飛ばされちゃいそうな気がしますので、しかもこのところは割に大事だと思うんですよね。日本におけるアニマルウェルフェアというのが今なぜなんだということが。

信國座長 そういうことから言いますと、「風土」というのも単独で使うのか、あえて「気候風土」みたいなものを入れた方がわかりやすいのでしょうかね、夏の高温多湿であるとか。つなぐのが悪いというイメージがあるけれども、屋根をつけるのとどっちがいいんだというような問題もあったりするんでしょうからね。

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、(5)家畜と家庭動物ということで、ここは終生飼養される動物とは区別してというのがポイントかと思いますが。

亀田委員、どうぞ。

亀田委員 3行目の、「時には、疾病等により健全な発育が出来ないため、安楽死を選択せざるを得ない場合もある」とありますが、「健全な発育」というと、育成中のものだとかブロイラーのように、肉牛のように育てている過程という意味の家畜を指してしまうかもしれないので、飼育または飼養とやっても、乳牛のように長く飼われる動物はそういう意味だろうと思いますので、健全な生活ができない場合にはどうしても命を絶たなければならないということだと思いますし、発育というのは全体には当たらないかなと思います。

山下会長 ちょっと限定的ですよ。一部しか含まれていない。

亀田委員 そうですね。

信國座長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 前に配付いただきました一番最初のところに、もう1つ文章が加わっていたと思います。「命ある間は終生飼養される動物と同様の取り扱いが必要である」と。これを削除した理由を。

原補佐 複数の方から、ほかでも命とのかかわりについて書かれているので、ここであえてさらに書く必要はないのではないかという御意見もいただいていたものですから、それで削除しております。

佐藤委員 去年の10月ですか、動物愛護管理法の推進に係る指針を出していますが、その中でも産業動物も配慮しましょうと書いてありますので、違うということだけで終わ

っていいのかなという感じはしますけどね。

信國座長 石井さん、お願いします。

石井補佐 去年の10月に環境省から告示した基本指針の中でも、「生きている間は終生飼養される動物と同じような」という表現はしていないものですから、そういう意味で、こここのところはこのような表現でいいのではないかということです。

信國座長 ほかにございませんでしょうか。

それでは先に進めさせていただいて、(6)家畜におけるアニマルウェルフェアと有機畜産ということで、有機畜産との区別は後でも出てきますが、要するに差別化との区分をどうとらえるかという問題だろうと思います。

ということで、ここはほかのところに比べるとちょっと踏み込んだ書き方になっていると思いますが、こういう表現でいかがでございましょうか。

亀田委員 私は有機畜産の方にもかかわっていたものですから、あえてこういう書き方をしてもらった方がいいと思います。アニマルウェルフェアは、逆に言うと、アニマルウェルフェアが本当に有利な飼い方で、コストが上がって、値段も高くなるよみみたいな意味合いでとられるのをここで消しておいた方がむしろいいと思います。

信國座長 だれもが当然やらなければならないことをあえて表現するというのを警戒したということだろうと思うんですね。

よろしければ先に進めさせていただきます。(7)コストについての考え方、これはむしろ生産者側としてこういう受けとめ方でいいのか。先ほども言いましたが、竹延さんと都丸さんがおられないのであれですが、いかがでございましょうか。

亀田委員 今も言ったように、どうしても生産者サイドの意識レベルでは、このアニマルウェルフェアというどうしてもコストが上がってしまうんじゃないか、面倒じゃないか、今までの経営を変えなければいけないというおっくうさというのがまだまだあるようで、この辺は生産者サイドでもまだまだこれからアニマルウェルフェアに対する考え方を成熟させなければならぬだろうと思いますが、本来アニマルウェルフェアというのは、コストが上がるという考え方よりも、むしろアニマルウェルフェアをすることによって生産性が上がることで、逆にコストが下がるというような考え方でアニマルウェルフェアをとらえようという方向の方がいいと思いますので、こういう考え方でいいと思います。

信國座長 萬家委員、どうでしょうか、ここの表現ぶりは。

萬家委員 今の亀田委員と関連して、先ほど先生がおっしゃったとおり、アニマルウェ

ルフェアをやることによって動物の健康が従来より改善される、結果として生産性が改善して、トータルコストは同等ないしは下がる方向に行くのかなというイメージがあるので、全くこのとおりで結構かと思います。

信國座長 1のところでは7項目の基本的考え方についてご意見を頂いたわけですが、こういうことも入れるべきではないかという、項目としての抜けがないかどうかについて。

2 具体的な取組みの議論で、逆に触れておくべきだということが出てくれば戻るということで、先に進めさせていただきます。

2 具体的な取組みということで、まず(1)家畜の飼養管理について、これもどちらかということと生産者の方々に訴えることだろうと思うんですが、先ほどのコストについての考え方をより具体的に言ったものという整理になっていると思うんですが。

森先生、いかがですか。

森委員 上の(7)とも絡むんですが、コストというのは、短期的にとらえる場合と長期的にとらえる場合で全然意味が違ってくると思います。一時期スーパーカウみたいなもの、すごい高泌乳牛がもてはやされた時代がありましたが、やっぱり無理をすると病気にもなりやすかったりします。普通の道でF1の車を走らせているようなものですからさまざまな故障も起こって、結局はコストが高つくのです。それよりは、もっと持久性のある無理のない牛を飼う方が、結局はトータルで考えると生産性が改善されたということがありますので、今すぐに表現は思いつきませんが、コストのとらえ方みたいなことを盛り込んでいただくとありがたいかなと。

余り短兵急な判断に翻弄されないというか、少し腰を落ちつけて長期的に物事をとらえていくという見方でこそウェルフェアというのが生きてくるのではないかと思いますので、そこの辺を御考慮いただければ幸いです。

2番目のところで具体的なところで、(2)の2行目の一番最後に、「動物行動学及び獣医畜産学の両面からの研究体制を構築し」とありまして、私の専門が動物行動学なので大変ありがたいのですが、動物行動学とか獣医畜産学というのは、非常に近い分野ですので、素朴に今感じますのは、例えば動物科学や獣医学などといった自然科学だけでなく経済学とか人間動物関係学という新しい分野も含めて社会人文科学の両面という表現にさせていただいた方がいいのではないかと思います。

信國座長 ありがとうございます。

増田委員 具体的な取組みの(1)ですが、よくわからないなと思っているのは、「ほと

んどの農家の飼養管理に問題が生じる性質のものではない」というのが、大抵の農家は大丈夫なんですけどねというのが言いたいのかどうかということですね。これだと、翻訳をしたのでよくわからないという印象を与えてしまうような文章だと思うんですね。

それと関係して、「残された飼養管理上の課題を是正していくことからスタートする」というのも、これまたよくわからない。具体的に書かないまでも、もうちょっと見えるようにしてほしい。

信國座長 ポイントは、先ほど森先生もおっしゃいましたが、良好な飼養管理を追求するという点で生産性向上と軌を一にしているということを違う面で言うと、もし全員が問題であるというなら問題なのでしょうけれども、先ほどの差別化の逆で、全員が普遍的にやれるようなものでないと意味がないのじゃないでしょうかということで、こういう表現……。

増田委員 今の座長のお話だったら実によくわかります。(笑)

信國座長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 そういう意味で、構成として(1)具体的な取組みというのを改めて思ったんですが、ここで言いたいこととあるいはの上の4行も含めて、役人的な用語で言おうとしたときに、基本的な考え方がの1であって、具体的に何をするという基本的な考え方のまず総論があって、それに対して具体的なこれこれの取組みという方が報告書の形では読みやすいかなと思ったんですが、書かれている内容はこういうことだと思うんですけれども、具体的な取組みの前に基本的な考え方があって、その基本的に従って具体的にこうこうやるんだよという方が読みやすいかなと思いました。意見です。

信國座長 そうですね。考えてみると、具体的な取組みと今後の取組みですから、むしろこの2とをあわせて今後の取組みというような形あるいは今後の具体的な取組み、こういう言い方でもいいかと思うんですが、そういうことで1本にまとめた方がわかりやすいですかね。

高橋委員も、恐らくそういうことでおっしゃったと思うんですが。

高橋委員 言いたいことはわかるのですが、繰り返して出てくるなという感じがして。そこを強調したいという意図もあるのかもしれませんが、そんな感じがしました。

信國座長 そこはそういうことでよろしいですか。

酒井室長 言いわけになりますが、とりあえず18年度中にひとまとめの整理をしていただいて、冒頭に申しました予算が幸い確保できそうなので、これから個別の畜種につい

で議論を深めていきたいということがあります。どちらかというところ、のところは予算が取れたから今後やっていくんだと区分して書いていただければと思いますので、首尾一貫させるという意味で今の御指摘は適切だと思いますので、ここは書き直してお示ししたいと思います。

信國座長 それではそういうことで進めたいと思います。

先に進みますが、先ほど森委員から既に研究の推進のお話がありましたが、(2)について。

佐藤委員 研究の推進ですが、先ほども言いましたように、OIEの世界的な動きの中で、日本の畜産が一番問題になるところは鶏のケージ飼育とストール飼育と牛の繋留飼育です。その代替研究がまず必要です。次いで、アニマルウェルフェアと畜産との関係研究が必要です。OIEも、ウェルフェアを生産性向上の手段としてとらえています。食の安全ともアニマルウェルフェアは関係します、必ずそういう言い方をしながらガイドラインをつくっています。

しかし、そのこの部分の研究は実際には余りなされていないんです。なぜかという、EUはアニマルウェルフェアが目的ですから必要はない。しかし、それをOIEとして取り扱うことになると、畜産を発展させるための手段だというとらえ方でなければ、世界的には一般化しない。その辺の研究が、特に我が国においては重要なんだろうなという感じを持っています。

信國座長 今のところ、いいですね。

酒井室長 はい。

信國座長 ほかにございますか。

それではその先に進めさせていただきます。適切な情報提供による普及啓発ということで、アンケート調査から見ても、生産者、消費者ともにもともと余り関心の強くないところについて議論を起こそうということなんで、議論を起こすこと自体が自己目的化されてもかなわんという気がするんですが、かと言ってほうっておけないということで、まさに内なる啓発という話になっているんですが。

亀田委員 前の項目でも、アンケートでもわかるように、生産者サイドもまだまだなんですが、消費者サイドでも、やはり我々の現場を知らない部門があるし、知らなくては消費者も理解しようがないので、消費者に対してはまだまだ情報提供なり、生産現場の理解を深める具体的な施策というのはどんどんやっていかないと、消費者が、アニマルウェル

フェア自身も、また生産者がどういう生産過程をしているのかということもわからないまままでいっては、生産者サイドだけがアニマルウェルフェアを取り入れて一生懸命やったとしても、消費者への理解度が一向に進まなかったということであってはならないと思うので、やはりここでは、消費者サイドへの情報提供なり、理解の進め方と1項目立ててもいいような気がするんですが。まだまだ私自身もいろいろなイベントに参加して、家庭動物と産業動物の違いだとか現場の飼養管理方法等々についても当然知らないわけですが、やはり知ってもらいたいなという思いはあります。

そんなことで、消費者理解を深める施策が必要だろうと思っています。

信國座長 そうしますと、そこらは、「ウェルフェア畜産物を選択できる体制」云々の前に、生産者と消費者についての相互理解というようなことがまず前提として必要だというような趣旨を入れたらどうか、こういうことでございましょうか。

亀田委員 はい。

信國座長 事務局、何かありますか。

山下会長 大体こんなようなことでよろしいんじゃないでしょうか、おっしゃっているのは。

亀田委員 意味は入っているんですけども、何となく1項目立てた方が。今後の取組み方向の中にもあるんですが、生産者への訴えかけだけで終わって……。

酒井室長 御意見を踏まえてそういう方向でやってみます。それを見ていただいて最終判断をいただければと思います。

信國座長 ほかにございせんか。

それではその次、差別化への取組みと。差別化への取組みというと、差別化を進めるんだという印象になるんだけど、若干この見出しも工夫が要るかなと。ここについてはいかがでございましょうか。

研究会の中でも、主としてヨーロッパがいわばラベルを張るという具体的な、ある意味せっかちな動きをしているということを我が国としてどう受けとめるかという問題で、そのところはヨーロッパの取り組みと軸を変えてもいいんじゃないかというニュアンスもここには入れてあります。先ほども申し上げましたように、生産性向上と良好な飼養管理は本来軌を一にするということからいうと、差別化というのはその逆の動きになるおそれがあるので、そこをかなり意識して書いてあると思うんですが。

亀田委員 まさに差別化という意味合いは適当ではないなと思います。ヨーロッパ等で

は、もう表示、企画みたいな段階まで来ているようですけれども、あえて日本では、有機の企画はありますけれども、アニマルウェルフェアについてはこの流れでいきますと、そういう方向にはいかないという形で示すためには、やはり「表示、企画への取組み」の方がむしろいいのかなと思います。

酒井室長 一言、この部分は、国内におきましても既に一部の地域でこういう検討をしておられますので、そういったところについても余り性急な取組みというのも混乱が生じるおそれがあるので慎重な対応が必要ではないかといった部分もこの中には含んでいるとお読みいただければありがたいなと思います。

萬家委員 わかりました。ということでは、やっぱりタイトルを変えた方がいいんだろうなと。名前だけ読むと、差別化になるんだと思われる可能性が高いので、やはりタイトルは適切な言葉に変えていただきたいと思います。

高橋委員 関連なんですけど、それは具体的な取組みに書くべきことかな、という感じがするんですけど。最初の基本的考え方みたいなところでまとめた方が読みやすいなと思いました。

確かに差別化への取組みというのはちょっと変だなという感じがするのと、「具体的な取組み」というのは、もう少し具体的なことがないと「具体的な取組み」にならないんじゃないかなという感じもしないではなくて、基本的な考え方の中の整理かな、という感じがしたんですが。

酒井室長 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、この原案をつくった時点では予算ができていなかったんで、19年度をどう進めるか具体的な方向が見えていなかったものですから、その段階では整理だけで終わらせておいた方がいいという判断でこういう項目にしたということでございます。

その後、情勢が変わっておりますので、それを考えれば原案にこだわり過ぎたのかなという感じも受けておりますので、今の御意見を反映させていただきたいと思います。

信國座長 そうしますと、企画とか表示というのは性急に言うのではなくて、まさにいろいろなることの成果として必要ならそういうことにくんだというような道筋だけをおくというのも今の段階では1つのやり方かなという気がいたします。

酒井室長 勉強会に参加していただいてこういう議論をさせていただいているわけですが、そのほかに、先ほど言いましたようにそれぞれの地域で動きが始まっていますので、それ

に対してもやはりコメントが必要かなという意識もありまして、タイトルは悪いのですが、そういうことについて方向性を皆さんの中で示していただければと考えた次第でございます。

佐藤委員 私もこの(4)には違和感を感じています。ここまで書く必要があるのかなと。ウェルフェアというのは、ここからがウェルフェア畜産でここからがそうじゃないというものではなくて連続的なものです。どこで線を引くかの話だけで、高いレベルで線を引けば多分コストもかかるでしょうし、そういうことで差別化というのは当然あり得ると思う。それで混乱が生じるのかと。

酒井室長 国が予算を確保して定めるには差別化というよりは、やはり最低守るべきルールということで皆さんに議論してきていただきましたし、報告書としてもそういうふうにしたいのですが。ただ、一部に差別化したいという動きもありますので、それについては少しコメントしておいた方がいいのかなという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

信國座長 よろしいでしょうか。

そうしたら、の「今後の取組み方向」というのは、先ほどの具体的な取組みと一本化されるということで、この表現の中で、この部分が重要だとか、もし一本化するとしてもこの表現はどうかというようなことがあればお伺いしたいと思うんですが。

増田委員、お願いします。

増田委員 このところはかなり重要な全体印象にかかわってくると思っているものですから、最後の行にある「穏やか」が「はじめに」のところと同じように気になります。ちょっとこれだと穏やか過ぎてしまって、予算がついていないからこういうふうにしたのかもしれませんが、もう一步踏み出すようなスタンスを見せた方がいいと。

「穏やかに定着」というのはどういうふうに着させることなのかと幾ら考えてもわからないんだけど、やはりこのところは、生産者及び消費者全体に浸透させて、当たり前のように思えるようになれば生産性も向上する道につながるんですよということが伝えられればいいんじゃないかなと。先ほど来の皆さんの御意見を伺っていても、この勉強会の集約はそういうことなんじゃないかという気がしております。

信國座長 そういうことで、もともとここは整理する必要があるんで、最後のまさに姿勢を示すところなので、そこを盛り込んだものということで。

酒井室長 今増田委員が言われたのは、アニマルウェルフェアを日本に定着させるため

の最終的な方向ということだと思いますので、どちらかというと短期的に来年、再来年、まずやるべきことみたいな形で書いたところがありますので、もう少し方向を示した書き方に整理し直すというのがより良いのではと思います。ありがとうございます。

信國座長 ということで一通り議論いたしました。全体を通じて何かコメントしておきたいことがございましたらお伺いしておきたいと思います。

#### (4) その他

##### 今後の取りまとめ(案)の取扱いについて

信國座長 よろしければ、大体意見も出尽くしたのではないかと思いますので、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

木村部長 今後の取りまとめ案の取扱いにつきましては、先ほどから酒井室長からのごあいさつとか色々とお話されていますが、今回いただいた御意見をもとに修正しまして、さらに委員の皆様に見ていただいた後に、最終的には座長に取りまとめを一任させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

木村部長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただいて、最終報告書ができましたら、本勉強会の成果として国に提出することになっております。そしてまた、各委員の方へ送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

信國座長 それでは閉会の時間になりました。冒頭、酒井室長からお話がありましたように、座長に任せると言われても、私にはそれほどの能力もございませんので、最終案がまとまりました時点で一度皆様に改めて目を通していただいて最終確認を行いつつ、そこでもなおあれしなかったときには申しわけございませんが、私に一任いただくという意味での一任と受けとめておりますので、よろしくお願いいたします。

では、3回にわたります勉強会、いろいろとありがとうございました。今後の取り組みの出発点になるものでございますので、またいろいろな機会に皆様方の御意見等をお伺いすることもあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。本日もちまして座長をおろさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

藤田常務理事 それでは事務局からではございますが、信國座長におかれましては、この重要な会議のとり進めにつきまして大変御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

した。

先ほどから御説明申し上げていますように、事務局では、本日の議事概要を含め、さらに勉強会の整理取りまとめというのを行って、後日ホームページでの公表となろうかと思いますが、この機会に農水省から一言お願いできればと思います。

#### 農林水産省挨拶

酒井室長 委員各位におかれましては、3回にわたりましてアニマルウェルフェアという極めて難しい問題、また本邦初公開だと思いますが、そういった課題に御議論いただきましてありがとうございます。また、熱心な御議論をいただいたものですから、国内のこれからの議論の端緒になるのではないかと思います。改めて感謝を申し上げます。

また、信國座長におかれましては、座長として議事の円滑な進行にお努めいただきまして、ありがとうございます。先ほどの御議論の中で、私どもがこれでいいのかなと思っていた部分についても新たに御意見をいただきましたので結構宿題の部分が多いのですが、色々な人のお知恵もかりながらまとめてみますので、改めて見ていただいて、課題があれば御指摘をいただくという形でよりよいものにしていきたいと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

藤田常務理事 どうもありがとうございました。

#### 畜産技術協会挨拶

藤田常務理事 それでは、本日の勉強会の最後に、本協会の山下会長からごあいさつをお願いします。

山下会長 この3回の勉強会、委員の先生方、難しい問題のかじ取りをしていただきました信國座長、本当にありがとうございました。また、お役所では、形の上では当協会が公募した事業ではございますが、中身が中身だけにほとんどお役所でやっていただいたわけでございます、本当にありがとうございました。また、環境省からもおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど来話が出ておりますように、これは出発点だと思いますので、また本日おいでの先生方に何かとお世話になるのではないかと思いますので、引き続きアニマルウェルフェ

アの問題、いろいろと御相談したり、お知恵をかしていただいたりというようなことをしながら、このアニマルウェルフェアの問題がうまく対処できるように努めてまいります。また、協会としても、できることは進めてまいりたいと思っております、3回にわたりますて本当にありがとうございました。今後とも、またよろしく願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

#### 4 . 閉 会

藤田常務理事 それでは、これで快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

午後3時15分 閉会